

## 産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 8年 1月 5日

京 都 府 知 事 様

申請者

住 所 大阪府大阪市北区曽根崎新地二丁目6番24号  
MF桜橋2ビル氏 名 株式会社 エイシン  
代表取締役 米 村 和 彦

電話番号 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

作成代理人 06-4799-6182

住 所

京都市上京区東堀川通中立売下一丁目17番地1

氏 名 堀川セントラルハイツ204号

行政書士 中 山 巧

電話番号 075-415-7477



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

・積替え又は保管を含まない

・取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

石綿含有産業廃棄物を（含む・除く）

水銀使用製品産業廃棄物を（含む・除く）

水銀含有ばいじん等を（含む・除く） 以上12種類

事務所及び事業場の所在地

事務所 大阪府大阪市北区曽根崎新地二丁目6番24号  
MF桜橋2ビル

電話番号06-4799-6182

事業場 同 上

電話番号

事業の用に供する施設の種類及び数量

様式第6号の2（第2面）のとおり

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

※ 事 務 処 理 欄

申請区分（新規・更新） 優良認定（有・無）

（日本産業規格 A列4番）

複写厳禁

許可番号 02600044622

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市北区曽根崎新地二丁目6番24号MF桜橋2ビル

氏 名 株式会社エイシン  
代表取締役 米村 和彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇隆俊



許可の年月日 令和 3 年 2 月 2 日

許可の有効年月日 令和 8 年 1 月 25 日

## 1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- |           |                        |
|-----------|------------------------|
| ①汚泥       | ⑦木くず                   |
| ②廃油       | ⑧繊維くず                  |
| ③廃酸       | ⑨ゴムくず                  |
| ④廃アルカリ    | ⑩金属くず                  |
| ⑤廃プラスチック類 | ⑪ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず |
| ⑥紙くず      | ⑫がれき類                  |

以上12種類（これらのうち特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件  
なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年1月26日：当初許可  
平成18年4月6日：更新許可  
平成20年6月24日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：⑥⑧）  
平成23年1月26日：更新許可  
平成28年1月26日：更新許可  
平成29年5月22日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：①②③④）  
令和3年2月2日：更新許可  
令和4年4月4日：住所の変更に伴う許可証の書換え

5. 積替え許可の有無 有・☒無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・☒無

複写厳禁